

# 河川敷地の更なる民間活用について

---

水管理・国土保全局  
水 政 課

令和4年6月23日

# 河川空間のオープン化の概要について

## 河川空間のオープン化の概要

- 河川敷地の占用主体は原則として公共性・公益性を有する者であるが、河川敷地をにぎわいのある水辺空間として積極的に活用したいというニーズの高まりを受け、平成23年に河川敷地占用許可準則を改正し、一定の要件を満たす場合、「都市・地域再生等利用区域」を指定して、営業活動を行う事業者等も河川敷地の利用を可能としたもの。（河川空間のオープン化）
- 平成28年には、民間事業者等が安定的な営業活動を行えるよう、準則を改正し、民間事業者等による占用許可期間を「3年以内」から「10年以内」に延長。

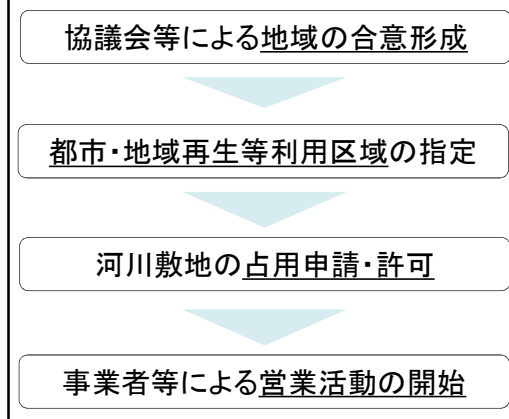
## オープン化が適用される要件

- 河川敷地を利用する区域、施設、主体について地域の合意が図られていること。
- 通常の占用許可でも満たすべき各種基準に該当すること(治水上及び利水上の支障がないこと等)
- 都市・地域の再生及び河川敷地の適正な利用に資すること。

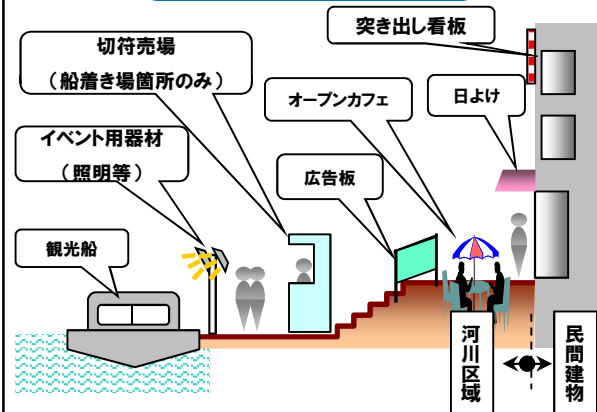
## 都市・地域再生等利用区域において占用許可が可能な施設

- 広場、イベント施設、遊歩道、船着場
- 前述の施設と一体をなす飲食店、売店、オープンカフェ、広告板、広告柱、照明・音響施設、キャンプ場、バーベキュー場、切符売場、案内所、船舶修理場 等

### オープン化の主な流れ



### 河川空間利用のイメージ



### 河川空間のオープン化の事例



民間事業者等が河川敷地にオープンカフェやバーベキュー場等を設置することが可能に。

# 河川空間のオープン化の課題

○河川空間のオープン化は、27都道府県で108事例実施されている。【図1,2】

○本年4月に河川管理者、市区町村、民間事業者向けに実施したアンケートによると、河川空間のオープン化未実施の市区町村のうち約4割は河川空間のオープン化を認知していないという状況であり、**制度自体が十分に浸透されていない**。【図3】

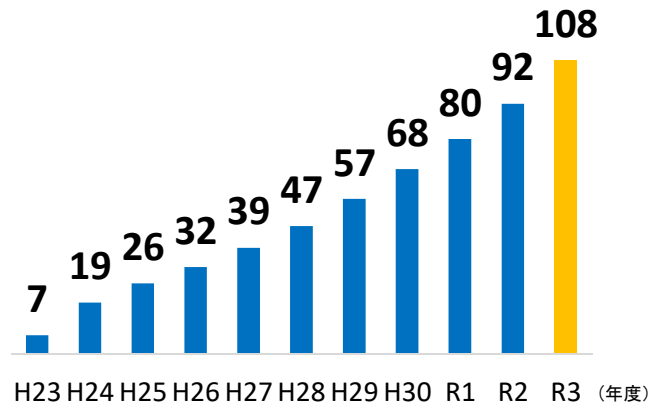
⇒①**周知の徹底**という課題

○また、同アンケートによると、河川空間のオープン化の導入に繋がる取組として期待するものについては、「国から成功事例の紹介、説明を受ける」、「河川管理者から市区町村・民間事業者等の意欲、関心を高める働きかけを行う」、「河川管理者から活用可能な場所を提示する」などの意見があった。【表】

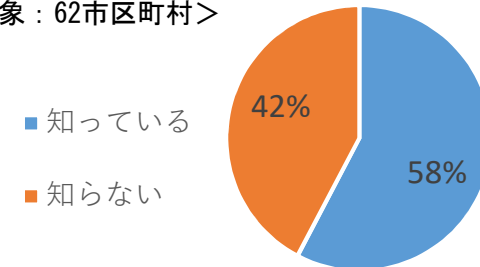
【図1】 河川空間のオープン化の取組状況 (R4. 3. 31現在)



【図2】 河川空間のオープン化活用実績数 (累計、R4. 3. 31現在)



【図3】 「河川空間のオープン化」未実施の市区町村の認知度 <調査対象：62市区町村>



【表】 河川空間のオープン化の導入に繋がる取組 <調査対象：206者 (9地方整備局等、47都道府県、112市区町村、38民間事業者)>

取組 (複数回答あり)	回答数	合計に対する割合
国から成功事例の紹介・説明を受ける、成功事例に携わった者を紹介する	159	37.0%
河川管理者から、市区町村・民間事業者等の意欲、関心を高める働きかけを行う	86	20.0%
河川管理者から、活用可能な場所を提示する	85	19.8%
河川管理者・市区町村・民間事業者等の交流の場を設ける	65	15.1%
その他	35	8.1%
合計	430	100.0%

○上記の他、同アンケートでは、下記の通り要望する意見があった。

- ・ 占用期間の延長(現状は最長10年)
- ・ 地域の合意形成にかかる手続の簡素化

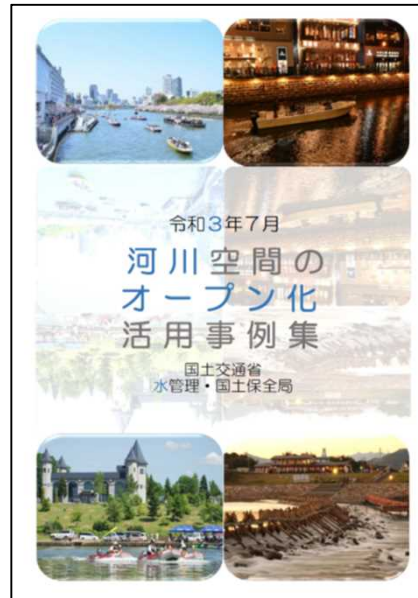
⇒②**更なる活用に向けた検討**が必要

# 河川敷地の更なる民間活用の方策の検討

【図1】河川空間のオープン化活用事例集（令和3年度版、ホームページにて公開）

## 【①周知の徹底】

・市区町村や民間事業者に対して、ホームページのみならず、様々な機会を通じて積極的に必要な情報（制度概要、優良事例、活用可能場所など）を発信するとともに、河川空間のオープン化の導入を促すための方策について検討を行っていく。【図1】



27. 東京都台東区（一級河川 隅田川）

区域名称	隅田公園オープンカフェ
概要	隅田川の水辺とその周辺地域に恒常的な賑わいを創出し、地域の活性化を図ることを目的として、東京スカイツリーを囲む通りのビューポイントである台東区立隅田公園内の隅田川区域に、水辺空間を活用したオープンカフェを出店する。
河川管理者	東京都知事
水系名・河川名	1級・荒川水系・隅田川
指定範囲	台東区花川戸一丁目及び二丁目地先
指定日	H24.12.10
占用主体	タリーズ・コーヒー・ジャパン（株） 松竹（株）事業開発本部事業推進部
占用施設	広場及び遊歩道と一体をなすオープンカフェ
合意方法	隅田公園オープンカフェ協議会
許可期間	5年
台東区HP	台東区HP <a href="https://www.city.taitohk.jp/index_bunko_kankou_mickokoro/suami_data/occafes_cafe_00c1.html">https://www.city.taitohk.jp/index_bunko_kankou_mickokoro/suami_data/occafes_cafe_00c1.html</a>

位置

水辺の様子

事業スキーム

```

    graph TD
      A[河川管理者] --> B[許可申請]
      C[占用許可] --> B
      B --> D[隅田公園オープンカフェ出店者]
      D --> E[「占用主体」出店者]
      E --> F[「広範囲の維持管理範囲」または「河川管理施設の一部整備」]
      G[「自家清掃活動」] --> F
      H[「出店者共催のイベント等の実施」] --> F
      I[「地域住民、行政（東京都、台東区）」] --> F
      J[「企業と協働した活動の開催」] --> F
      K[「水辺のフェスティバル開催」] --> F
  
```

効果と今後の展開

- ・オープンカフェが広く話題をもたらし、誘客を図ることで東京スカイツリーからの目撃を促し、この周辺地域全体を活性化させるための大きな役割を果たしている。
- ・収益の一部は、テラスの花壇整備や軽化パンフレット作成等に充当して地域に還元している。
- ・このオープンカフェに、より多くの人が集い、にぎわいが創出されるよう、イベント開催等により、地域の活性化を図っていく。

## 【②更なる活用に向けた検討】

・収益の一部を占用区域外の周辺区域の清掃・除草等または河川管理施設の整備に充当する民間事業者に対して、河川管理上の支障がない範囲で民間事業者に占用期間の延長や包括占用によるエリアマネジメントを認める等のメリットを与える仕組みの検討を行っていく。【図2】

【参考】PPP/PFI推進アクションプラン（令和4年改定版）（抄）令和4年民間資金等活用事業推進会議 決定

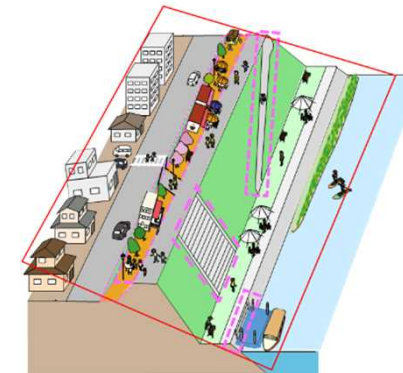
2. PPP/PFIの推進施策（1）多様なPPP/PFIの展開

【具体的取組】

i) 新たなPPP/PFI活用モデルの形成

② また、地域のにぎわい創出を図りつつ、民間資金を活用したインフラの維持・更新を効率的に進める観点から、Park-PFIと同様の枠組みについて河川、港湾等、他のインフラ分野においても導入するための具体的な準備を行う。

【図2】検討イメージ



エリア一帯の空間マネジメント範囲  
 「広範囲の維持管理範囲」または「河川管理施設の一部整備」